

# 目次

## I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	2
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	3
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）	7
10	各部会の調査審議回数	7

## II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	11
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	理由の提示の不備	13

## III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	14
2	答申結果の分類	14
3	平均処理期間・審議回数	15
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	16
5	インカメラ	16
6	ヴォーンインデックス	16
7	特徴のある事件	16
8	権利の濫用	18

IV 付言の実績	19
----------	----

[参考資料]

1 審査会委員名簿	31
2 諮問・答申件数一覧表	33
3 答申一覧	39

# 平成25年度の調査審議等の状況

(平成25年4月～平成26年3月)

## I 全体

### 1 諮問・答申件数

平成25年度の諮問件数は963件、答申件数は757件である。

なお、平成13年度から平成25年度までの総諮問件数は10,892件、総答申件数は9,696件であり、平成25年度末時点で審議中の件数は803件である。

#### ○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成25年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	736	572	12
個人情報保護	227	185	12
合計	963	757	24

[平成25年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	800	631	18
独立行政法人等	163	126	6
合計	963	757	24

[平成13年度～平成25年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成24年度末) (a-b-c)
行政機関	9,577	8,599	321	657
独立行政法人等	1,315	1,097	72	146
合計	10,892	9,696	393	803

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

#### 1-1 中間答申

平成25年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

#### 1-2 取下げ

平成25年度における諮問事件の取下げは、合計で24件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ理由の内訳)

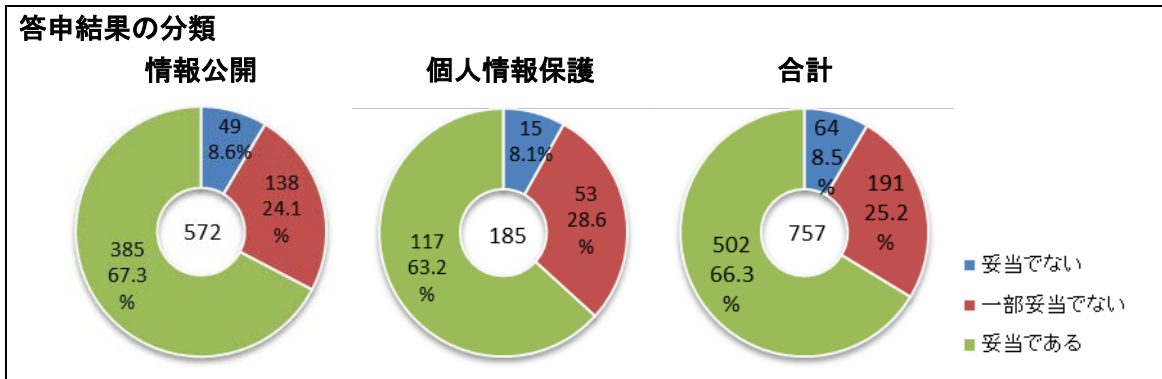
諮問種別		件数	合計
情報公開	行政機関	10	12
	独立行政法人	2	
個人情報保護	行政機関	8	12
	独立行政法人	4	
合計		24	24

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	10件
審査会意見通知	4件
全部開示	1件
その他	9件
合計	24件

## 2 答申結果の分類

平成25年度に出された答申件数(757件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、255件(33.7%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	49件 (8.6%)	15件 (8.1%)	64件 (8.5%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	138件 (24.1%)	53件 (28.6%)	191件 (25.2%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			255件 (33.7%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	385件 (67.3%)	117件 (63.2%)	502件 (66.3%)
合計	572件 (100.0%)	185件 (100.0%)	757件 (100.0%)



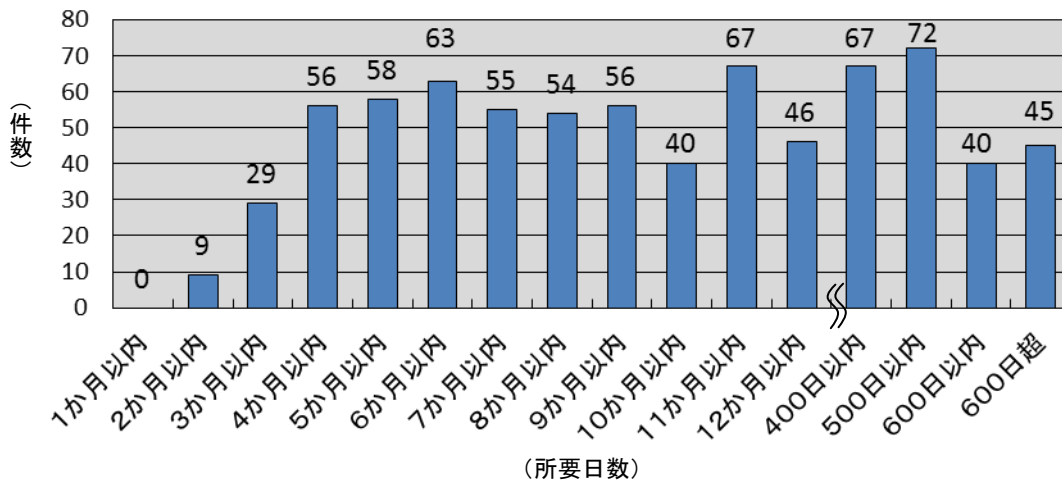
## 3 平均処理期間・審議回数

平成25年度の答申(757件)について、平均処理期間は303.5日、平均審議回数は3.0回であり、最短の事件では44日で処理が終了しており(平成25年度(個別)答申第20号)、最長の事件では2,022日かかっている(平成25年度(行情)答申第354号及び第355号)。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.3回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約7割は12か月以内に答申を出している。

答申所要日数



#### 4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

平成25年度の答申（757件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは1件（不服申立人）である。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは14件である。このうち、1件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下、「設置法」という。）12条に基づき指名委員が口頭説明の聴取を行っている。
- (3) 平成25年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものは1件である。  
なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

#### 5 インカメラ

平成25年度の答申（757件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは501件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

#### 6 ヴォーンインデックス

平成25年度の答申（757件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

#### 7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、平成25年度の

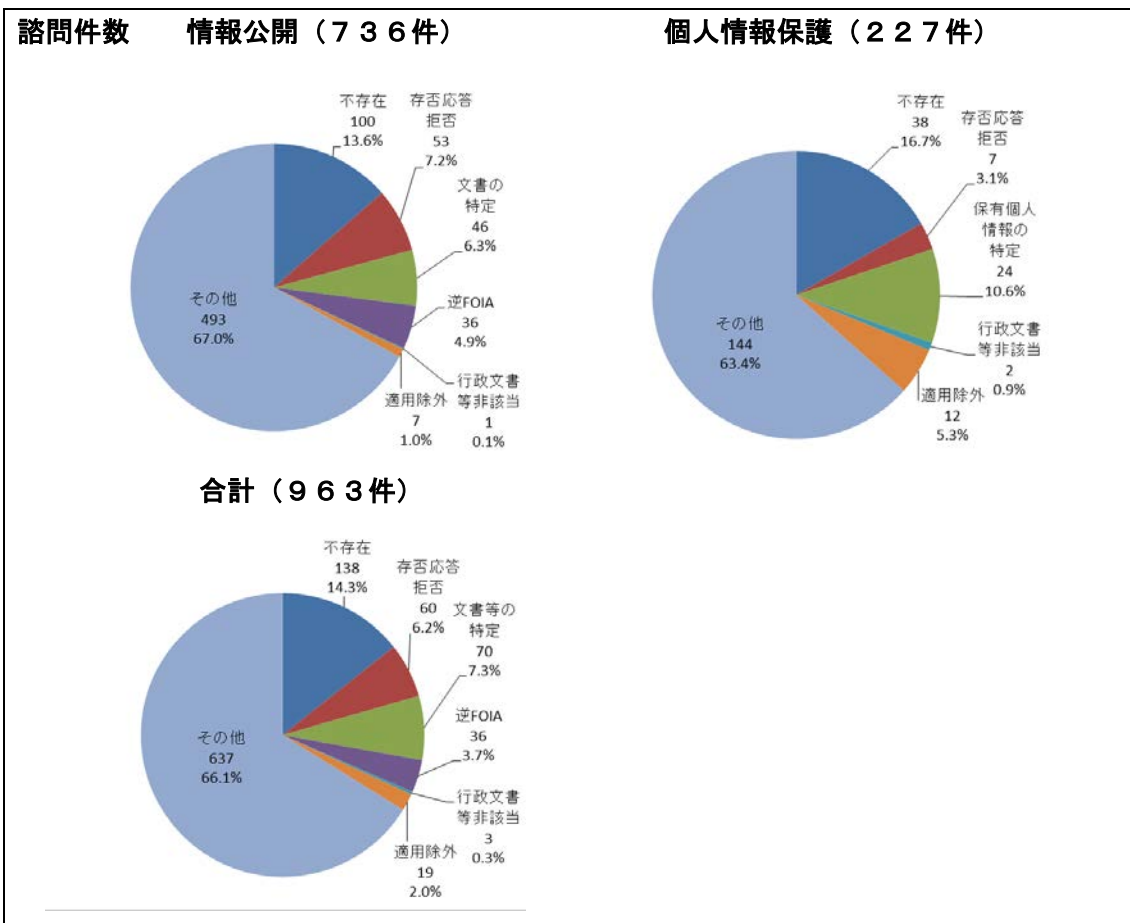
状況は以下のとおりである。

(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	100	38	138
存否応答拒否事件	53	7	60
文書等の特定を争う事件	46	24	70
逆FOIA事件	36	0	36
行政文書等非該当事件	1	2	3
適用除外事件	7	12	19
その他事件(注)	493	144	637
合計	736	227	963

(注) 不存在事件，存否応答拒否事件等といった特徴のない諮問事件。以降，本資料において共通。

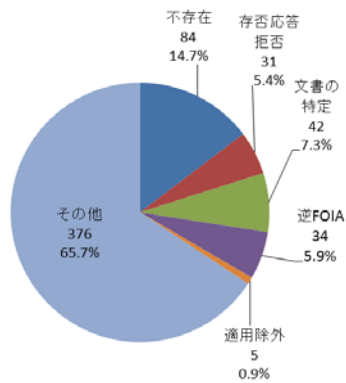


(答申)

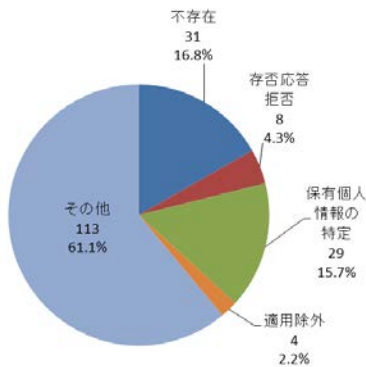
(単位：件)

	答申件数			答申結果別の内訳		
	情報公開	個人情報保護	合計	全部を 妥当でない	妥当でない (一部妥当でないも含む。)	妥当である
不存在事件	84	31	115	15	18	97
存否応答拒否事件	31	8	39	9	11	28
文書等の特定を争う事件	42	29	71	13	15	56
逆FOIA事件	34	0	34	1	1	33
行政文書等非該当事件	0	0	0	0	0	0
適用除外事件	5	4	9	0	0	9
その他事件	376	113	489	26	210	279
合計	572	185	757	64	255	502

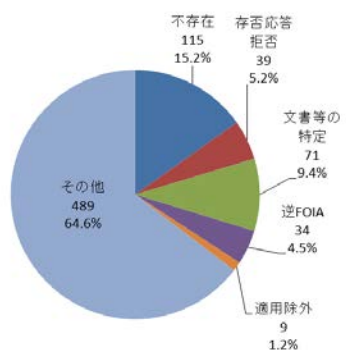
答申件数 情報公開 (572件)



個人情報保護 (185件)

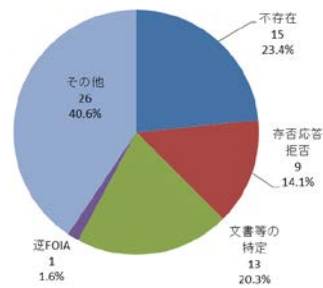


合計 (757件)



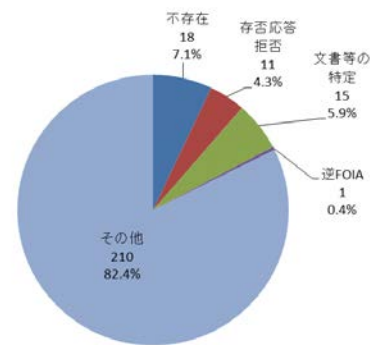
答申結果別の内訳

「妥当でない」(64件)

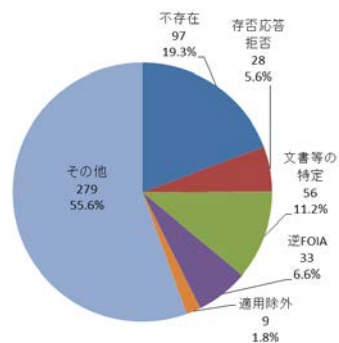


「妥当でない(一部妥当でないも含む)」

(255件)



「妥当である」(502件)



### 7-1 不存在事件

不存在事件については、平成25年度で138件（情報公開100件，個人情報保護38件）の諮問を受け、平成24年度以前の諮問も含め、115件（情報公開84件，個人情報保護31件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は15件あり、情報公開関連が14件（注1），個人情報保護関連が1件（注2）ある。

（注1） 平成25年度（行情）答申第26号，第28号，第44号，第129号，第130号，第136号，第222号，第265号，第330号，第331号，第346号，第350号，第370号及び第397号

（注2） 平成25年度（独個）答申第16号

### 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成25年度に60件（情報公開53件，個人情報保護7件）の諮問を受け、平成24年度以前の諮問も含め、39件（情報公開31件，個人情報保護8件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、9件あり、情報公開関連が4件（注1），個人情報保護関連が5件（注2）である。

（注1） 平成25年度（行情）答申第101号，第300号，第359号及び第386号

（注2） 平成25年度（行個）答申第6号，第16号，第63号，第64号及び第65号

### 7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成25年度に70件（情報公開46件，個人情報保護24件）の諮問を受け、平成24年度以前の諮問を含め、71件（情報公開42件，個人情報保護29件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、13件あり、情報公開関連が7件（注1），個人情報保護関連が6件（注2）である。

（注1） 平成25年度（行情）答申第83号，第87号，第196号，第252号，第315号，第367号及び第403号

（注2） 平成25年度（行個）答申第27号及び第110号並びに平成25年度（独個）答申第17号，第20号，第25号及び第35号

### 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成25年度に36件（全て情報公開）の諮問を受け、平成24年度以前の諮問を含め、34件（全て情報公開）について答申を出している。

この逆FOIAに関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連が1件（注）である。

（注） 平成25年度（行情）答申第215号

### 7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成25年度に3件（情報公開1件，個人情報保護2件）の諮問を受けている。

### 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成25年度に19件（情報公開7件，個人情報保護12件）の諮問を受け、平成24年度以前の諮問を含め、9件（情報公開5件，個人情報保



護4件)について答申を出している。

## 8 その他

### 8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、4件(注)である。

(注) 平成25年度(行情)答申第61号, 第62号, 第63号及び第64号

### 8-2 権利の濫用事件

権利濫用事件については、平成25年度に1件の諮問を受け、当該事件(注)について、このような開示請求は権利の濫用といわざるを得ないとする答申を出した。

(注) 平成25年度(行個)答申第120号

## 9 総会(委員の全員をもって構成する合議体)

### 9-1 総会

平成25年度は、設置法6条2項に基づいて総会を開催し、1件の事案(注)について、調査審議を行った。

(注) 平成25年度(行情)答申第286号

### 9-2 運営会議

平成25年度には、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した(平成25年4月5日)。

## 10 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	30回
第2部会	32回
第3部会	30回
第4部会	34回
第5部会	32回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情(注1)	独情(注2)
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

## Ⅱ 情報公開

### 1 諮問・答申件数

平成25年度の諮問件数は736件、答申件数は572件である。

なお、平成13年度から平成25年度までの総諮問件数は9,072件、総答申件数は8,127件であり、平成25年度末時点での審議中の件数は607件である。

#### ○情報公開関連

[平成25年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	642	501	10
独立行政法人等	94	71	2
合計	736	572	12

[平成13年度～平成25年度]

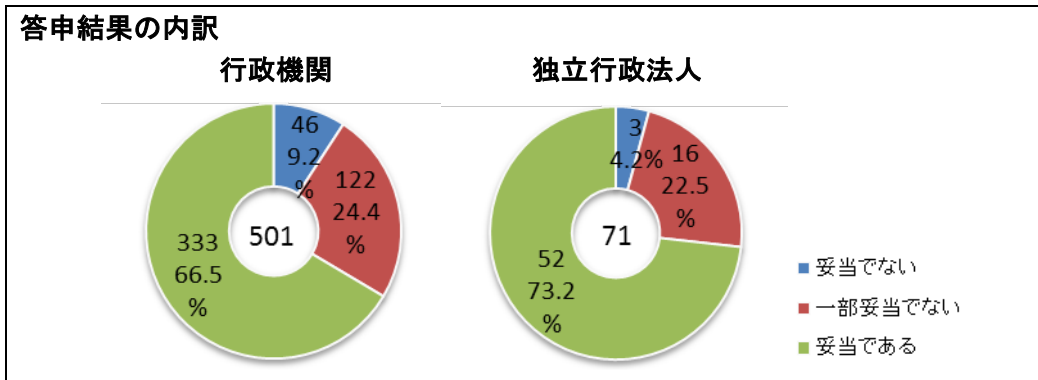
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成25年度末) (a-b-c)
行政機関	8,178	7,365	278	535
独立行政法人等	894	762	60	72
合計	9,072	8,127	338	607

### 2 答申結果の分類

平成25年度に出された答申件数(572件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、187件(32.7%)である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	46件 (9.2%)	3件 (4.2%)	49件 (8.6%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	122件 (24.4%)	16件 (22.5%)	138件 (24.1%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			187件 (32.7%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	333件 (66.5%)	52件 (73.2%)	385件 (67.3%)
合計	501件 (100.0%)	71件 (100.0%)	572件 (100.0%)

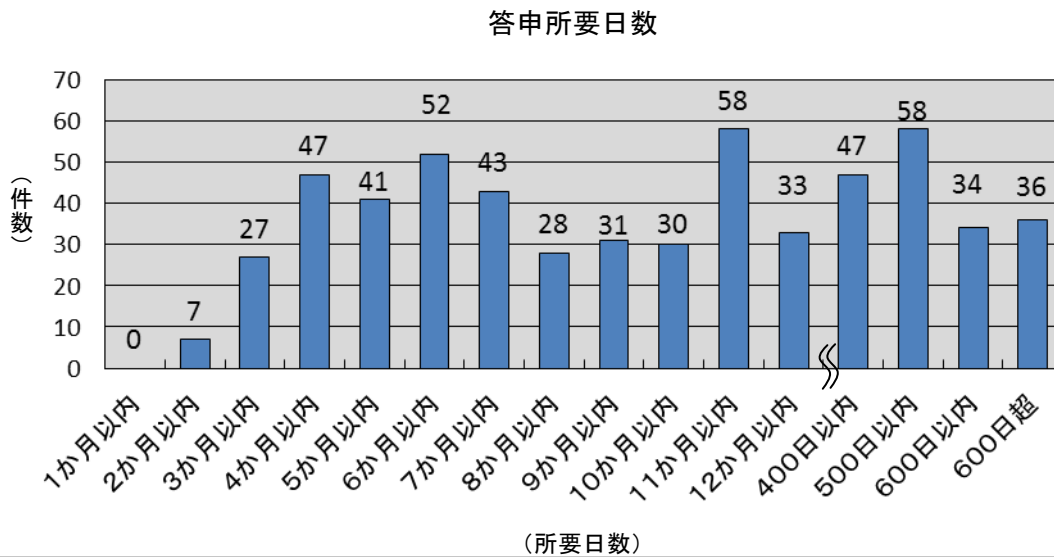


### 3 平均処理期間・審議回数

平成25年度の答申（572件）について、平均処理期間は308.1日、平均審議回数は3.0回であり、最短の事件では46日で処理が終了しており（平成25年度（行情）答申第15号）、最長の事件では2,022日かかっている（平成25年度（行情）答申第354及び第355号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.3回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は10か月以内で答申を出しており、全体の約7割は12か月以内に答申を出している。



### 4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成25年度の答申（572件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは1件（不服申立人）である。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは13件である。このうち、1件について、設置法12条に基づき指名委員が口頭説明の聴取を行っている。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものは1件である。

## 5 インカメラ

平成25年度の答申（572件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは393件となっている。

（注） 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

## 6 ヴォーンインデックス

平成25年度の答申（572件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

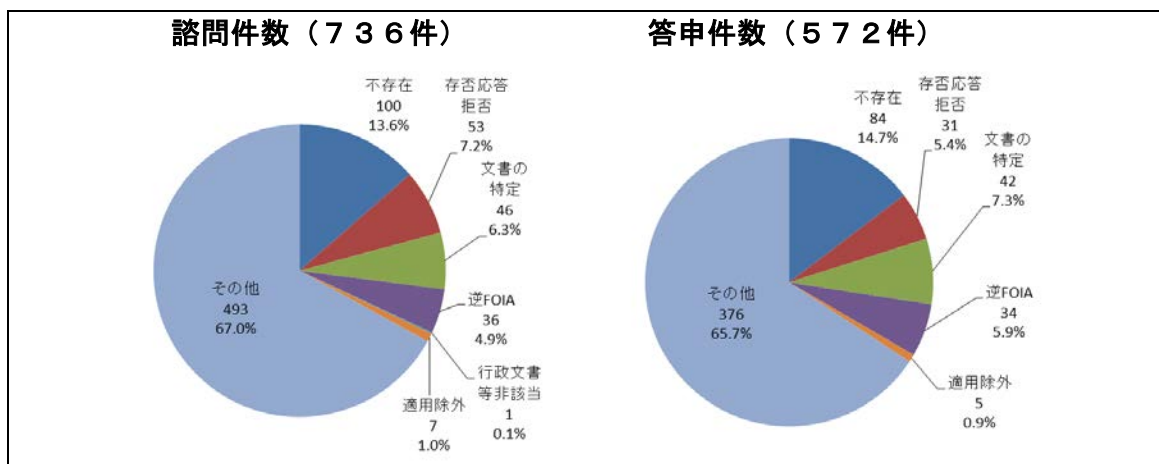
（注） ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

## 7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、平成25年度の様子は以下のとおりである。

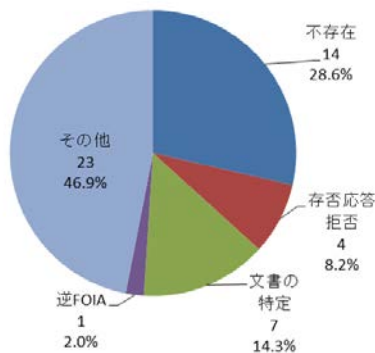
（単位：件）

区 分	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳		
			全部を 妥当でな い	妥当でない （一部妥当でな いも含む。）	妥 当 である
不存在事件	100	84	14	16	68
存否応答拒否事件	53	31	4	6	25
文書の特定を争う事件	46	42	7	9	33
逆FOIA事件	36	34	1	1	33
行政文書等非該当事件	1	0	0	0	0
適用除外事件	7	5	0	0	5
その他事件	493	376	23	155	221
合計	736	572	49	187	385

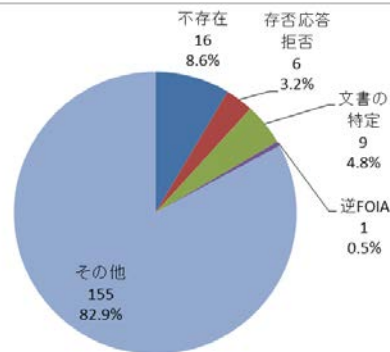


答申結果別の内訳

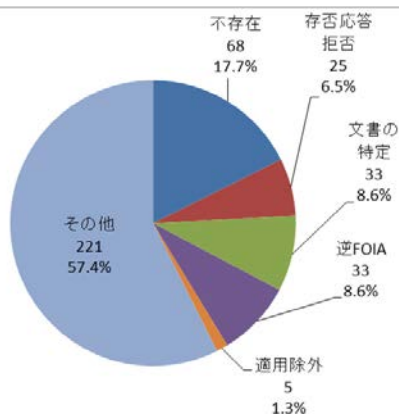
「妥当でない」(49件)



「妥当でない(一部妥当でないも含む)」(187件)



「妥当である」(385件)



7-1 不不存在事件

不不存在事件については、平成25年度では100件の諮問を受け、平成24年度以前の諮問も含め、84件について答申を出している。

この不不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの等)は、14件(注)である。

(注) 平成25年度(行情)答申第26号、第28号、第44号、第129号、第130号、第136号、第222号、第265号、第330号、第331号、第346号、第350号、第370号及び第397号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成25年度に53件の諮問を受け、平成24年度以前の諮問も含め、31件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、4件(注)である。

(注) 平成25年度(行情)答申第101号、第300号、第359号及び第386号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成25年度に46件の諮問を受け、平成24年

度以前の諮問を含め、42件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、7件（注）である。

（注） 平成25年度（行情）答申第83号、第87号、第196号、第252号、第315号、第367号及び第403号

#### 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成25年度に36件の諮問を受け、平成24年度以前の諮問を含め、34件について答申を出している。

この逆FOIAに関する答申のうち、妥当でないとされたものは、1件（注）である。

（注） 平成25年度（行情）答申第215号

#### 7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成25年度に1件の諮問を受けている。

#### 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成25年度に7件の諮問を受け、平成24年度以前の諮問を含め、5件について答申を出している。

### 8 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、4件（注）である。

（注） 平成25年度（行情）答申第61号、第62号、第63号及び第64号

### Ⅲ 個人情報保護

#### 1 諮問・答申件数

平成25年度の諮問件数は227件、答申件数は185件である。

なお、平成17年度から平成25年度までの総諮問件数は1,820件、総答申件数は1,569件であり、平成25年度末時点で審議中の件数は196件である。

#### ○個人情報保護関連

[平成25年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	158	130	8
独立行政法人等	69	55	4
合計	227	185	12

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	147	124	8	58	51	2
訂正請求関連	11	6	0	10	4	2
利用停止請求関連	0	0	0	1	0	0
合計	158	130	8	69	55	4

[平成17年度～平成25年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成24年度末) (a-b-c)
行政機関	1,399	1,234	43	122
独立行政法人等	421	335	12	74
合計	1,820	1,569	55	196

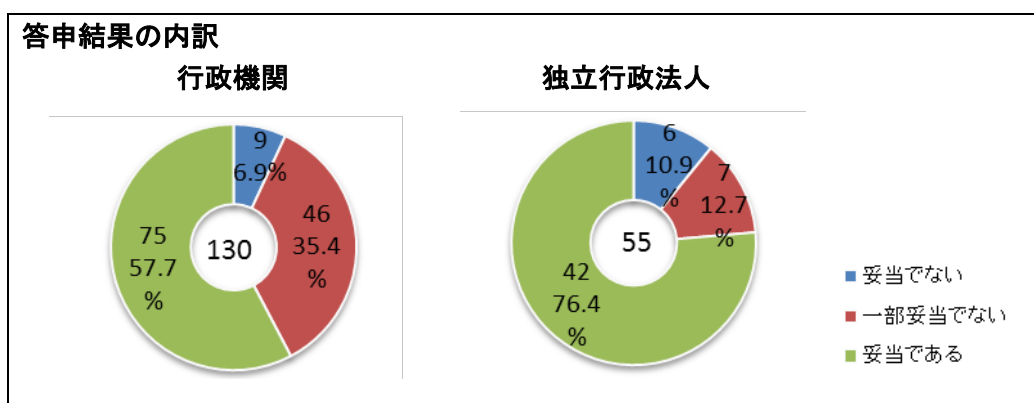
(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

#### 2 答申結果の分類

平成25年度に出された答申件数(185件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、68件(36.8%)である。



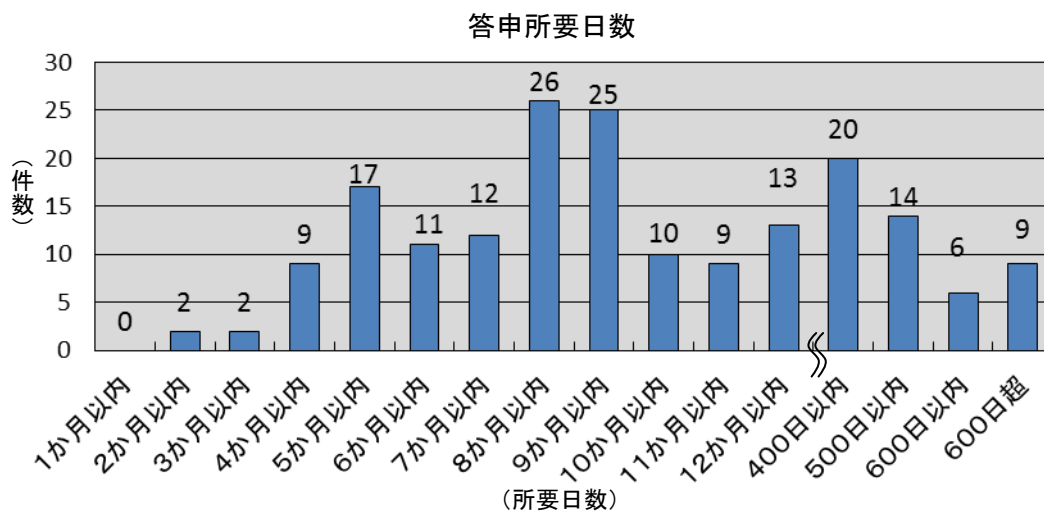
	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	9件 (6.9%)	6件 (10.9%)	15件 (8.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	46件 (35.4%)	7件 (12.7%)	53件 (28.6%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			68件 (36.8%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	75件 (57.7%)	42件 (76.4%)	117件 (63.2%)
合計	130件 (100.0%)	55件 (100.0%)	185件 (100.0%)



### 3 平均処理期間・審議回数

平成25年度の答申（185件）について、平均処理期間は289.2日、平均審議回数は2.8回であり、最短の事件では44日で処理が終了しており（平成25年度（独個）答申第20号）、最長の事件では756日かかっている（平成25年度（行個）答申第125号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.2回である。  
 答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は11か月以内に答申を出している。



#### 4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

平成25年度の答申（185件）についてみると，不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく，諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものが1件ある。また，調査審議の経過欄に，「参考人」と記載のあるものはない。

#### 5 インカメラ

平成25年度の答申（185件）についてみると，対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは108件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に，「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合，存否応答拒否の正当性が争われている場合，一定の様式に記入された個人情報であり，その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など，事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

#### 6 ヴォーンインデックス

平成25年度の答申（185件）についてみると，諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

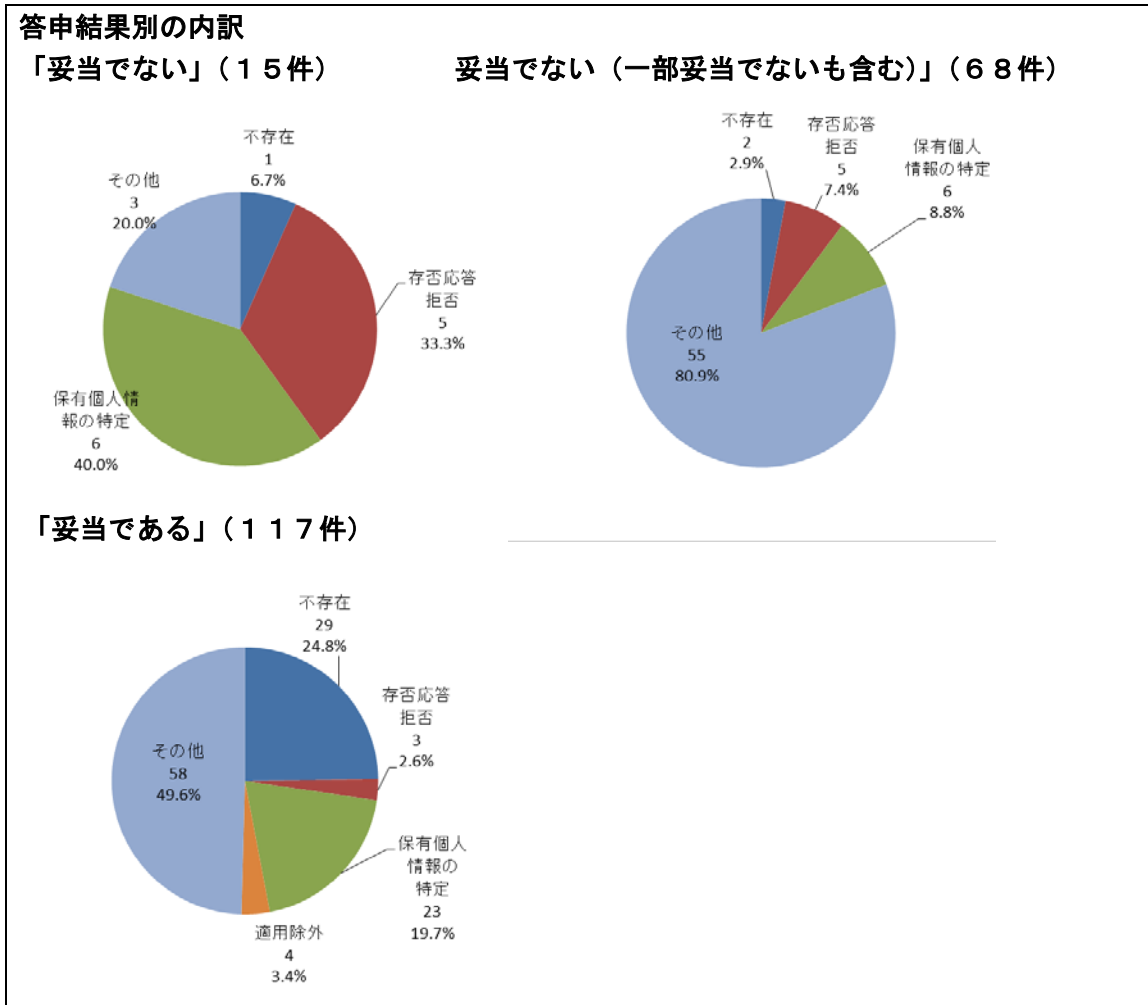
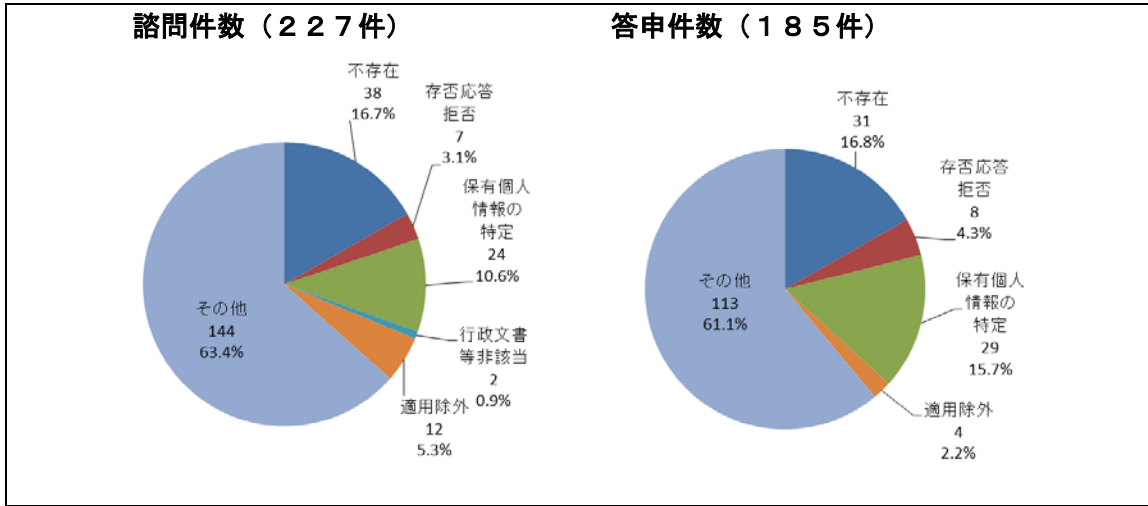
(注) ただし，ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として，諮問庁が自主的に，あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

#### 7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，平成25年度の様子は以下のとおりである。

(単位：件)

区 分	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳		
			全部を 妥当でな い	妥当でない (一部妥当でな いも含む。)	妥当 である
不存在事件	38	31	1	2	29
存否応答拒否事件	7	8	5	5	3
保有個人情報の特定を争う事件	24	29	6	6	23
逆FOIA事件	0	0	0	0	0
行政文書等非該当事件	2	0	0	0	0
適用除外事件	12	4	0	0	4
その他事件	144	113	3	55	58
合計	227	185	15	68	117



### 7-1 不存在事件

不存在事件については、平成25年度では38件の諮問を受け、平成24年度以前の諮問も含め、31件について答申を出している。

この不存在に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(保有個人情報が存在するとされたもの)は、1件(注)である。

(注) 平成25年度(独個)答申第16号

## 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成25年度に7件の諮問を受け、平成24年度以前の諮問も含め、8件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、5件（注）である。

（注） 平成25年度（行個）答申第6号、第16号、第63号、第64号及び第65号

## 7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成25年度に24件の諮問を受け、平成24年度以前の諮問も含め、29件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、6件（注）である。

（注） 平成25年度（行個）答申第27号及び第110号並びに平成25年度（独個）答申第17号、第20号、第25号及び第35号

## 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成25年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

## 7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成25年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

## 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成25年度に12件の諮問を受け、平成24年度以前の諮問も含め、4件について答申を出している。

## 8 権利の濫用事件

権利濫用事件については、平成25年度に1件の諮問を受け、当該事件（注）について、このような開示請求は権利の濫用といわざるを得ないとする答申を出した。

（注） 平成25年度（行個）答申第120号

## IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成25年度の答申を整理すると、93件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど14の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（28件）が最も多く、続いて、開示・不開示の判断に関する付言（12件）、情報提供に関する付言（10件）、補正に関する対応に関する付言及び開示決定等通知書の不適切な記載に関する付言（それぞれ8件）、開示決定等の理由の提示に関する付言（7件）、文書管理に関する付言及び審査会への対応に関する付言（それぞれ6件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注） 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

### 1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（28件）

- ・ 本件は、異議申立てから補正命令を行うまでに約2年という期間が経過しているが、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、そのような期間を要するものとは考え難く、到底「簡易迅速な手続」による処理とは言い難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（平成25年度（行情）答申第38号）

- ・ 本件諮問は、審査請求後、5年8か月余を経過してされている。本件対象文書の不開示理由からして、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したと言わざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

また、本件は、審査請求後、本件諮問までの間に、本件開示請求の対象となり得た文書が保存期間を満了し、廃棄されたというものであった。もとより、早期に諮問されていれば避け得た事態であるから、この点からも、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

（平成25年度（行個）答申第40号）

など

### 2) 開示・不開示の判断について付言したもの（12件）

- ・ 本件請求文書については、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであったことを踏まえると、本件開示請求につき、処分庁及び諮問庁において、開示すべき文書又は情報か否かについて十分精査した上で、原処分及び諮問を行っているとは認め難い。今後、開示決定等に当たっては、その対象となる内容等を十分精査して、適切に対応すべきである。

(平成25年度(行情)答申第152号)

- ・ 処分庁は、原処分において、開示請求の対象に含まれない被処分者に係る文書や公表されていない被処分者の氏名等、本来不開示とすべき部分について開示決定するなど、開示決定等の処理に不適切な点が散見される。

この点については、諮問庁も、誤って開示決定した事実を認めている。

このように本件開示決定等は過誤を含むものであって、処分庁に対する信頼を損なうものであるのみならず、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、処分庁にあっては、今後同様のことがないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。

(平成25年度(行情)答申第258号)

など

### 3) 情報提供について付言したもの(10件)

- ・ 本件開示請求書の記載からすると、異議申立人に係る情報の開示を求めるものであるから、処分庁は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求をするよう教示すべきであったと言える。今後、開示請求に係る事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

(平成25年度(行情)答申第152号)

- ・ 審査請求人は、原処分において公開された行政文書はホームページで公表済みの議事概要と資料のみであったにもかかわらず、そのことが事前に通告されなかったために、本来負担する必要のなかった費用負担を行った原処分は不適法であると主張する。

このような場合に事前通告を義務付ける法令などは認められないことから、不適法とまでは言えないが、開示請求後に本件対象文書をホームページに掲載し、その後、開示決定を行った本件の経緯等を踏まえると、その旨の開示請求者への情報提供は行われてしかるべきだったと言わざるを得ない。諮問庁は今後の対応について改善に努めるとしており、当審査会としても、それに期待するものである。

(平成25年度(行情)答申第315号)

など

### 4) 補正に関する対応について付言したもの(8件)

- ・ 諮問庁から提出された資料等によれば、原処分2(諮問第499号)は、最終求補正の期限日と同日付けで行われている事実が認められるのであり(上記2(2)イ(カ)及び(キ)参照)、期限の経過を待たずに行われたことになる。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に説明を求めさせたところ、処分庁2においては、同日の郵送、窓口業務が終了して、審査請求人からの最終求補正に関する応答が届いていないことを確認した後に、行政文書開示決定通知書を発出・発送しているとの説明であり、この説明自体は、一般的な事務処理の仕方に沿うものであり、事実であると認めうるが、それでも、その後も、窓口業務外で郵送以外の手段により最終求補正の応答等がされる可能性は残されていたのであるから、同日の郵送、窓口業務が終了したことを確認したとして、同日中に原処分を行ったことには、問題があったというべきである。しかし、原処分後の事情で

はあるが、審査請求人は同日中には最終求補正に応答していないのであり、他方、原処分は、同日中には、通常の形態では最終求補正の応答がありえないとの事情を確認して行われたのであるから、原処分に取消原因となるほどの違法があるとまでは言えない。

しかし、補正期間を定めて求補正をした以上、その期間経過前に処分（開示決定）をすることは一般的には許されないことであって、場合によっては違法として処分の取消事由にもなるから、慎むべきである。

（平成25年度（行情）答申第142号及び第143号）

- ・ 開示請求書の記載に照らせば、本件は、早明浦ダムに係る全ての水利権に関する文書の開示を求めるものとも解されるのであるから、この点について開示請求者の意図を確認し、必要に応じて補正を求めるなどすべきであったところ、処分庁は、開示請求者の意図を確認しないまま、発電のための水利権に関する文書を対象として特定した上で、文書不存在を理由とする不開示決定を行っている。

今後、処分庁においては、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、適切な対応を行うことが望まれる。

（平成25年度（独情）答申第44号）

など

#### 5) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（8件）

- ・ 開示決定等における不開示とする保有個人情報の示し方については、不開示部分を特定して示すべきところ、そもそも平成23年8月10日付け大管総188の一部開示決定処分において、対象保有個人情報（本件審判所保有個人情報）の範囲及び不開示部分が明確に示されていない状況の下で、不開示部分について、更に「大阪国税不服審判所から取得した平成23年8月10日付け大管総188保有個人情報の開示をする旨の決定において不開示とした書類のうち、上記1の（4）及び（5）を除いた部分」と同様の示し方を繰り返すだけであり、その内容が異議申立人に伝わり難く、不明確な記載のままとなっている。

今後の開示請求への対応においては、対象保有個人情報の不開示部分の示し方について、不明確であるとの指摘を受けることのないよう、適切な対応が望まれる。

（平成25年度（行個）答申第4号）

など

#### 6) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（7件）

- ・ 原処分においては、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして開示請求の対象外とした部分が存するところ、処分庁は、本件開示決定通知書において、開示する保有個人情報を「滞納処分票（ただし、平成22年1月1日以降の記事部分）」とした上で、不開示とした部分の理由を法14条3号イ及び7号イに該当と記載するのみである。

このような記載では、対象として特定した保有個人情報の範囲、すなわち開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないとの理由で不開示とした部分が存することが不明確であると言わざるを得ない。

また、本件開示決定通知書における「不開示とした部分とその理由」の示し方については、「根拠条項」の条文を「不開示理由等」欄に記載したにすぎないことから、不開示理由の提示としては不十分であると言わざるを得ない。

今後、諮問庁においては、開示する保有個人情報並びに不開示部分及び不開示理由の示し方について処分庁を指導するなど、適切な対応を取ることが望まれる。

(平成25年度(行個)答申第29号)

- ・ 処分庁は原処分における不訂正の理由を、「不訂正とした部分については、機構法以下の関係法令等に定められている奨学金事業に係る業務を行うため、適正に取得し保有しているものである」と説明するものの、法29条該当性について明示的な言及をすることなしに原処分を行ったのは、法の趣旨に則った適切な対応であったとは言い難い。

今後の訂正請求においては、該当条項に則って検討を行い、不訂正とした理由について、明らかとするよう、適切な対応が望まれる。

(平成25年度(独個)答申第1号)

など

## 7) 文書管理について付言したもの(6件)

- ・ 本件は、開示請求をきっかけとして文書の紛失が判明したもので、平成14年度以降、文書が存在したかどうか確認できないとのことである。本件のような事態は、ひとえに文書管理意識の欠如に起因するものと思われ、近畿地方整備局のみならず、国土交通省のどの部局においても生じる可能性があるものとして、今後は、国土交通省全体において文書の紛失等という事態を絶対に起こさぬよう日頃の文書管理を徹底することが望まれる。また、文書の中には復元等の対処を要するものもあり、復元等の対処には紛失等の事態の早期発見が肝要であるから、少なくとも定期的に文書の所在の点検を実施することが望ましい。

(平成25年度(行情)答申第347号)

など

## 8) 審査会への対応について付言したもの(6件)

- ・ 諮問庁は、本件測定に係る報道発表資料について、当初、理由説明書において、追記文章が記載されていないものが、報道発表当日に、報道機関に配布及び環境省ホームページに掲載されたと思われるが、後日差し替えられた形跡がうかがえたと説明していたが、補充理由説明書においては、上記第3の2(3)のとおり、その差し替えは報道発表直前に行われたが、手違いにより、日光事務所の報道発表では追記文章のない差し替え前の資料が公表されることとなったとし、正しくは、報道発表当日には、本省では追記文章が記載された差し替え後のものが公表され、日光事務所では追記文章の記載のない差し替え前のものが公表されたという、理由説明書の説明とは異なるものであった。

理由説明書及び補充理由説明書は、原処分の決定についての諮問庁の考え方及び理由を記載するものであることから、その前提となる事実関係の説明の齟齬は、審査請求人を混乱させ、無用な不信感を生じさせることになるのみならず、当審査会の円滑な審議にも



支障を与えるものであり、諮問庁は、理由説明書及び補充理由説明書を作成する際には、当該文書の記載に事実誤認等がないかを確認するなど、適切に処理することが望まれる。

(平成25年度(行情)答申第132号)

- ・ 文書Ⅲには、多種多様な情報が記載されているにもかかわらず、その不開示とした理由について、諮問庁は、一般的、抽象的な説明に止まり、情報の種別・類型等に応じた具体的な不開示理由は明らかにしていない。

これについて、当審査会では、審査会事務局職員をして諮問庁に対して、あるいは、諮問庁口頭説明聴取の場において、指名委員から諮問庁に対して、本件対象文書に記載されている各種情報ごとに不開示理由を具体的に説明するよう求めるとともに、法5条3号はもとよりその他の不開示理由もないことが明白な情報については開示すべきである旨を伝え、再検討を強く促した。

しかし、諮問庁は、上記2(2)ウのとおり、各種情報ごとの不開示理由の具体的説明をせず、部分開示することについても拒否する姿勢を明確にした。

諮問庁のこのような姿勢は、情報公開制度に対する無理解から生じており、法の立法趣旨を没却するものと言うほかはなく、誠に遺憾である。

諮問庁においては、組織を挙げて法の趣旨に対する理解を深めるべく早急に具体的施策を講じ、今後の情報公開制度の適切な運用に努めるべきである。

(平成25年度(独情)答申第26号)

など

## 9) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(5件)

- ・ 法に基づく開示請求に対する処分においては、原則として、対象文書の文書名を、表題、作成日又は文書番号等で客観的に他から識別できるように特定すべきものである。原処分において、処分庁が開示した文書1の名称を記載せず、本件請求文書の名称を記載したことは適切であったとは言えない。また、処分庁が不存在を理由に不開示とした文書2ないし文書6についても、理由説明書に掲げた文書(別紙2の「理由説明書において説明している文書」欄に掲げる文書2ないし文書6)を対象文書と特定した上でその保有の有無を判断したのであるから、原処分の決定通知書には、本件請求文書の名称を記載するのではなく、理由説明書に掲げた文書名を記載すべきであった。今後、処分庁及び諮問庁においては、開示請求に対応する対象文書の名称等を適切に記載することが望まれる。

(平成25年度(独情)答申第44号)

など

## 10) 文書等の特定について付言したもの(4件)

- ・ 本件開示請求において、処分庁は、本件請求文書に該当する行政文書について、特定しなかったにもかかわらず、法5条6号柱書きに該当するとして不開示とする一部開示決定を行った。このような原処分の在り方は、不適切であるといわざるを得ない。

(平成25年度(行情)答申第461号)

### 1 1) 開示決定の迅速・適正化について付言したもの(3件)

- ・ 処分庁は、原処分1を行った後に、審査請求人の申立てによって追加で原処分2を行っていること、別表2の文書の区別が明確とはいえないこと等、開示請求に対する処分庁の事務処理が適切ではなく、今後、保有個人情報の開示請求に当たっては、適確な事務処理をすべきである。

(平成25年度(行個)答申第126号)

など

### 1 2) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(2件)

- ・ 本件調査審議の過程で、再度関係先を探索したところ、本件対象保有個人情報2の存在が新たに確認された。当該保有個人情報は、本来であれば、原処分の際に特定した上で開示決定等すべきであったものであり、今後は、開示請求の時点で、その請求内容等を十分精査し、対象となり得る保有個人情報の探索を漏れなく行うよう、法に基づき適切に対応すべきである。

(平成25年度(行個)答申第126号)

など

### 1 3) 開示の実施手続きについて付言したもの(1件)

- ・ 文書3の一部(別紙4に掲げる部分)には、アンケート調査回収後、取りまとめ担当者の手書きにより、アンケート実施及び内容に係る情報が記載されており、当該部分は、原処分で開示するとされたが、開示の実施の際に不開示とされている。速やかに同部分の開示実施をするとともに、今後、開示決定の趣旨に即した的確な開示実施を行うべきである。

(平成25年度(行情)答申第233号)

### 1 4) その他(11件)

- ・ 本件対象文書のうち、1枚目の4行目から29行目まで、3枚目の19行目以下が、原処分において、全て白塗りとされており、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分の際に、審査請求人(開示請求者)の了解を得て、開示請求の対象外の項目について、白塗りにしたとのことであった。情報公開制度における開示の実施は文書単位で行うものであり、その一部でも白塗りにした場合、開示請求者には、当該部分に情報が存するのかも不明となり、不服の判断等に支障を与える可能性も想定できることから、開示請求者の了解を得たとしても、このような白塗りは避けるべきである。

(平成25年度(行情)答申第408号)

- ・ 本件対象保有個人情報の不開示部分である審査会審理に関与した審査長及び審査員の署名及び押印は、法律要件である。当審査会事務局職員をして、社会保険審査会の裁決書の原本について、再審査請求人本人が閲覧を申し出た場合、閲覧することは可能か諮問庁に照会したところ、当該署名及び押印部分についての閲覧は予定していないとのこ

とであった。当審査会の法に基づく署名及び印影に関する開示・不開示の判断は上記2  
のとおりであるが、このことは当該部分の閲覧の取扱いの適否を意味するものではなく、  
当該署名及び押印の閲覧を認めるなどその方策について検討することが望まれる。

(平成25年度(行個)答申第15号)

など

【参考】平成25年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(28件)	平成25年度(行情) 答申第37号 平成25年度(行情) 答申第38号 平成25年度(行情) 答申第39号 平成25年度(行情) 答申第40号 平成25年度(行情) 答申第154号 平成25年度(行情) 答申第156号 平成25年度(行情) 答申第199号 平成25年度(行情) 答申第200号 平成25年度(行情) 答申第210号 平成25年度(行情) 答申第220号 平成25年度(行情) 答申第258号 平成25年度(行情) 答申第263号 平成25年度(行情) 答申第356号 平成25年度(行情) 答申第392号 平成25年度(行情) 答申第400号 平成25年度(行情) 答申第408号 平成25年度(行情) 答申第443号 平成25年度(行情) 答申第460号 平成25年度(行情) 答申第471号 平成25年度(行情) 答申第485号 平成25年度(行情) 答申第491号 平成25年度(行個) 答申第40号 平成25年度(行個) 答申第76号 平成25年度(行個) 答申第77号 平成25年度(行個) 答申第112号 平成25年度(行個) 答申第113号 平成25年度(行個) 答申第121号 平成25年度(独個) 答申第20号
2) 開示・不開示の判断について付言したもの(12件)	平成25年度(行情) 答申第8号 平成25年度(行情) 答申第9号 平成25年度(行情) 答申第152号 平成25年度(行情) 答申第185号 平成25年度(行情) 答申第258号 平成25年度(行情) 答申第294号 平成25年度(行情) 答申第400号 平成25年度(行情) 答申第471号 平成25年度(独情) 答申第26号

	平成25年度(行個) 答申第14号 平成25年度(行個) 答申第43号 平成25年度(行個) 答申第79号
3) 情報提供について付言したものの(10件)	平成25年度(行情) 答申第66号 平成25年度(行情) 答申第136号 平成25年度(行情) 答申第152号 平成25年度(行情) 答申第266号 平成25年度(行情) 答申第298号 平成25年度(行情) 答申第299号 平成25年度(行情) 答申第315号 平成25年度(行情) 答申第386号 平成25年度(行個) 答申第5号 平成25年度(行個) 答申第100号
4) 補正に関する対応について付言したものの(8件)	平成25年度(行情) 答申第142号 平成25年度(行情) 答申第143号 平成25年度(行情) 答申第288号 平成25年度(行情) 答申第340号 平成25年度(行情) 答申第342号 平成25年度(行情) 答申第349号 平成25年度(独情) 答申第44号 平成25年度(行個) 答申第129号
5) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したものの(8件)	平成25年度(行個) 答申第8号 平成25年度(行個) 答申第9号 平成25年度(行個) 答申第10号 平成25年度(行個) 答申第11号 平成25年度(行個) 答申第12号 平成25年度(行個) 答申第19号 平成25年度(行個) 答申第20号 平成25年度(行個) 答申第105号
6) 開示決定等の理由の提示について付言したものの(7件)	平成25年度(行情) 答申第90号 平成25年度(行情) 答申第91号 平成25年度(行個) 答申第6号 平成25年度(行個) 答申第29号 平成25年度(行個) 答申第90号 平成25年度(独個) 答申第1号 平成25年度(独個) 答申第36号
7) 文書管理について付言したものの(6件)	平成25年度(行情) 答申第164号 平成25年度(行情) 答申第294号 平成25年度(行情) 答申第347号

	平成25年度（行情）答申第473号 平成25年度（行情）答申第486号 平成25年度（行情）答申第491号
8）審査会への対応について付言したもの（6件）	平成25年度（行情）答申第132号 平成25年度（行情）答申第233号 平成25年度（行情）答申第400号 平成25年度（行情）答申第461号 平成25年度（独情）答申第26号 平成25年度（行個）答申第126号
9）開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（5件）	平成25年度（行情）答申第325号 平成25年度（行情）答申第326号 平成25年度（行情）答申第476号 平成25年度（行情）答申第490号 平成25年度（独情）答申第44号
10）文書等の特定について付言したもの（4件）	平成25年度（行情）答申第28号 平成25年度（行情）答申第461号 平成25年度（独情）答申第27号 平成25年度（行個）答申第105号
11）開示決定の迅速・適正化について付言したもの（3件）	平成25年度（行個）答申第5号 平成25年度（行個）答申第57号 平成25年度（行個）答申第126号
12）開示決定等に係る調査不足について付言したもの（2件）	平成25年度（行情）答申第233号 平成25年度（行個）答申第126号
13）開示の実施手続きについて付言したもの（1件）	平成25年度（行情）答申第233号
14）その他の付言（11件）	平成25年度（行情）答申第129号 平成25年度（行情）答申第130号 平成25年度（行情）答申第284号 平成25年度（行情）答申第285号 平成25年度（行情）答申第294号 平成25年度（行情）答申第408号 平成25年度（行個）答申第1号 平成25年度（行個）答申第4号 平成25年度（行個）答申第15号 平成25年度（行個）答申第123号 平成25年度（独個）答申第3号

(注) 平成25年度（行情）答申第152号、第233号、第258号、第294号、第400号、第408号、第461号、第471号及び第491号、平成25年度（独情）答申第26号及び第4

4号並びに平成25年度(行個)答申第5号,第105号及び第126号においては,複数の項目にわたって付言している。